明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

吸収分割公告

債権者及び株主関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙のイメージングシステム事業、ソリューション事業、およびＬＳＩ開発事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、この吸収分割に反対で、株式買取請求をされる甲及び乙の株主は、効力発生日（平成二十三年四月一日予定）の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十三年一月十三日

東京都千代田区富士見一丁目一番八号

（甲）株式会社フォトロン企画

代表取締役　塚田　眞人

東京都千代田区富士見一丁目一番八号

（乙）株式会社フォトロン

代表取締役　塚田　眞人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十三日

石川県金沢市有松二丁目六番三号

合同会社フォーステップ

代表社員　木村　信宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年一月十三日

鳥取県境港市西工業団地一九六番地

有限会社都田組

代表取締役　金田　孝成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年二月十九日であり、株主総会の承認決議は、平成二十三年一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十一月十日

掲載頁　九十五頁（号外第二三六号）

平成二十三年一月十三日

愛媛県今治市南高下町一丁目四番三号

株式会社今治デパート

代表取締役　井本　郁子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年一月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月十三日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町九一番地

中信ローン保証株式会社

代表取締役　大木　邦男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年一月十三日

東京都文京区本郷二丁目一五番一三号

メディア株式会社

代表取締役　辻　啓延

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月二十八日開催予定の定時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、株券無効の効力発生日は、平成二十三年一月二十八日開催予定の定時株主総会において、決議された時からとなります。

平成二十三年一月十三日

神奈川県川崎市高津区二子六丁目一四番一〇号

協友アグリ株式会社

代表取締役　小高根利明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月十三日

埼玉県秩父市熊木町四二番二九号

株式会社丸山工務店

代表取締役　廣瀬　正美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である塩川哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十三日

東京都港区赤坂九丁目七番三号東京ミッドタウンウェスト六階

ＸＣ　Ａｓｉａ，Ｉｎｃ．

日本における代表者　塩川　哲也

限定承認公告

本籍埼玉県川越市大字南田島二四九一番地六四、最後の住所埼玉県富士見市鶴馬一丁目一一番二四号ノーブルソネット一〇二

被相続人　亡　吉田　武資

右被相続人は平成二十年五月六日死亡し、その相続人は平成二十三年一月五日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十三日

福島県郡山市方八町二丁目一八番六号

相続財産管理人　吉田文之助

仙台市青葉区一番町一丁目六番二二号シャンボール一番町四〇三武田初江法律事務所

右代理人弁護士　武田　初江

訂正公告

平成二十二年十一月十八日（号外第二四二号）掲載の岡山霊柩株式会社に係る資本金の額の減少公告及び第二十期決算公告（枠組）中、所在地「岡山市北区西古松西町二番地の一五」とあるは、「岡山市北区野田二丁目一一番一号」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年一月十三日

岡山市北区野田二丁目一一番一号

岡山霊柩株式会社

代表取締役　齋藤　武雄

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四八	三	五～六	及び第三項並び及び	に
四九	一	一九	四（終りから一四～一三）	及び第三項並び及び

（原稿誤り）

同日（同号外）公布国土交通省令第五十五号（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

平成二十二年十一月二十六日（号外第二百四十七号）公布財務省・国土交通省令第六号（独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四九ページ一段九行目から一〇行目、三段終りから一六行目から一五行目、四段終りから七行目から六行目、五〇ページ三段一四行目から一五行目、四段二三行目から二四行目、五二ページ四段二三行目から二四行目はそれぞれ次のとおりの誤り。

第八条第三項中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

五五ページ二段一一行目と一二行目の間に次を加える。

第八条第三項中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

五六ページ二段終りから一〇行目と九行目の間に次を加える。

第一号様式中「（第20条関係）」を「（第28条関係）」に改める。

第二号様式中「（第21条関係）」を「（第29条関係）」に改める。

第三号様式中「（第22条関係）」を「（第30条関係）」に改める。

第四号様式中「（第23条関係）」を「（第31条関係）」に改める。

◉号外　一月十三日付第七号一二八ページ●同日付政府調達第七号三二ページ●二十二年十一月二十六日付参会第一〇号（その一）六四ページ●同（その二）一二〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料（配）別